

「小規模事業所勤労統計調査 調査票の記入要領」正誤表

誤	正
<p>目次</p> <p>III 調査票の記入について</p> <p>3 調査票各欄について</p> <p>事業所情報に関する事項</p> <p>2 主要な生産品又は事業所の内容は何ですか</p> <p>11頁</p> <p>※ 次表に「<u>主な生産品又は事業の内容</u>」の書き方について一覧を掲載していますのでご覧ください。</p> <p>12頁</p> <p>表「<u>主な生産品又は事業の内容</u>」の書き方について</p> <p>18頁</p> <p>家族（3親等以内）の範囲</p> <p style="text-align: center;">親族（3親等以内）の範囲</p> <p>23頁</p> <p>注意</p> <p>イ 超過勤務手当や奨励加給が実際の労働した月よりも1月遅れて精算されることがありますが、このような場合は9月に算定された分のみを算入してください。</p> <p>24頁</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別に支払われた現金給与とは</p> <p>d 労働協約、就業規則等の改訂によって過去にさかのぼって算定された給与の追給分（ベースアップ、定期昇給を問いません。）</p> <p>（*例えば、9月に労働協約等を改訂する協定が成立し、9月中に4月に遡って新賃金が支給された場合、4月～8月分の差額については、「特別に支払われた給与」欄に記入し、9月分の増額分は「きまって支給する現金給与」欄に算入します。</p> <p>28頁</p> <p>V 質疑応答集（調査票記入上の質疑解釈）</p> <p>出勤日数、労働時間について</p> <p>11 <u>三交代性</u>をとる工員が7月1日から3日までの間に次の勤務を行った。出勤日数は何日となるか。</p>	<p>目次</p> <p>III 調査票の記入について</p> <p>3 調査票各欄について</p> <p>事業所情報に関する事項</p> <p>2 主要な生産品又は<u>事業</u>の内容は何ですか</p> <p>11頁</p> <p>※ 次表に「<u>主要な生産品又は事業の内容</u>」の書き方について一覧を掲載していますのでご覧ください。</p> <p>12頁</p> <p>表「<u>主要な生産品又は事業の内容</u>」の書き方について</p> <p>18頁</p> <p>家族（3親等以内）の範囲</p> <p style="text-align: center;">親族（3親等以内）の範囲</p> <p>23頁</p> <p>注意</p> <p>イ 超過勤務手当や奨励加給が実際の労働した月よりも1月遅れて算定されることがありますが、このような場合は9月に算定された分のみを算入してください。</p> <p>24頁</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別に支払われた現金給与とは</p> <p>d 労働協約、就業規則等の改訂によって過去にさかのぼって算定された給与の追給分（ベースアップ、定期昇給を問いません。）</p> <p>（*例えば、9月に労働協約等を改訂する協定が成立し、9月中に4月に遡って新賃金が支給された場合、4月～8月分の差額については、「特別に支払われた現金給与額」欄に記入し、9月分の増額分は「きまって支給する現金給与額」欄に算入します。</p> <p>28頁</p> <p>V 質疑応答集（調査票記入上の質疑解釈）</p> <p>出勤日数、労働時間について</p> <p>11 <u>三交代制</u>をとる工員が9月1日から3日までの間に次の勤務を行った。出勤日数は何日となるか。</p>

「小規模事業所勤労統計調査 オンライン調査実施マニュアル」正誤表

誤		正	
10頁 オンライン調査システムのよくあるお問い合わせ (Q&A)		10頁 オンライン調査システムのよくあるお問い合わせ (Q&A)	
具体的な事象	解決方法	具体的な事象	解決方法
「只今一時的にシステムの利用ができなくなりました」と表示される。	<p>●15分程度時間をおいて再度ログインをお試しください。時間をおいてもログインできない場合は、キャッシュの削除作業と信頼済みサイトの登録作業を行ってください。</p> <p>※詳しい方法は、Webサイトの政府統計オンライン調査総合窓口 (https://www.e-survey.go.jp) のトップ画面の上にあります「よくある質問」をご参照ください。</p>	「只今一時的にシステムの利用ができなくなりました」と表示される。	<p>●15分程度時間をおいて再度ログインをお試しください。時間をおいてもログインできない場合は、キャッシュの削除作業と信頼済みサイトの登録作業を行ってください。</p> <p>※詳しい方法は、Webサイトの政府統計オンライン調査総合窓口 (https://www.e-survey.go.jp) のトップ画面の上にあります「よくある質問」をご参照ください。</p>